

改正案	現行
<p>(資本金の額の減少の認可の申請等)</p> <p>第十九条 保険業を営む株式会社は、法第十七条の二第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)に提出しなければならない。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 法第十七条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二条第二項(定義)に規定する信託会社をいう。第五十二条の十四第一号及び第五十二条の二十三第四項において同じ。))及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項(兼営の認可)の認可を受けた金融機関をいう。第二百十一条の二十八第三号において同じ。)をいう。以下同じ。)に相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面</p> <p>七〇九 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(資本金の額の減少の認可の申請等)</p> <p>第十九条 保険業を営む株式会社は、法第十七条の二第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)に提出しなければならない。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 法第十七条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二条第二項(定義)に規定する信託会社をいう。以下同じ。))及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項(信託業務の認可)の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)に相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面</p> <p>七〇九 (略)</p> <p>2 (略)</p>

(業務の代理又は事務の代行)

第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 他の保険会社（外国保険業者を含む。）、少額短期保険業者又は船主相互保険組合の保険契約の締結の代理（媒介を含む。以下この条、第四百四十一条及び第二百四十一条において同じ。）、損害査定代理その他の保険業に係る業務の代理であつて、保険会社が行うことが保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であるもの

三〇五 (略)

六 金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条（特定投資家への告知義務）に規定する金融商品取引業者等をいう。第五十二条の二十一第三号及び第四百四十一条第六号において同じ。）の投資顧問契約（同法第二条第八項第十一号（定義）に規定する投資顧問契約をいう。第四百四十一条第六号において同じ。）若しくは投資一任契約（同項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。第五十六条の二第二項第二十六号及び第四百四十一条第六号において同じ。）の締結の代理又はこれらの契約に係る事務の代行

七 信託会社等、外国信託会社（信託業法第二条第六項（定義）に

規定する外国信託会社をいう。第五十二条の十四第一号、第五十条の二十三第四項及び第四百四十一条第七号において同じ。）若しくは保険金信託業務（法第九十九条第三項に規定する保険金信託業務をいう。以下同じ。）を行う生命保険会社等（令第十三条

(業務の代理又は事務の代行)

第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 他の保険会社（外国保険業者を含む。）、少額短期保険業者又は船主相互保険組合の保険契約の締結の代理（媒介を含む。）、損害査定代理その他の保険業に係る業務の代理であつて、保険会社が行うことが保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であるもの

三〇五 (略)

六 金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）の投資助言業務（同法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。以下同じ。）及び投資一任契約（同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。以下同じ。）に係る業務に関する書面又は報告書の授受の事務の代行

(新設)

の三に規定する保険金信託業務を行う生命保険会社等をいう。以下同じ。)の次に掲げる業務の代理又はこれらの業務に係る事務の代行(法第九十九条第一項に規定する業務に該当するものを除く。)

イ 信託契約(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第三条第一号(金融機関が営むことができない業務)及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)第三条第一項第一号(金融機関が営むことができない業務)に規定する信託に係る信託契約を除く。第四百四十一条第七号イにおいて同じ。)の締結

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号(兼営の認可)に掲げる業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。第四百四十一条第七号ロにおいて同じ。)を受託する契約の締結

(営業保証金の供託の届出等)

第五十二条の七 (略)

2 保険金信託業務を行う生命保険会社等が既に供託している供託物の差替えを行う場合は、差替えのために新たに供託をした後、その旨を差替え後の供託書正本を添付して金融庁長官に届け出なければならない。

3 (略)

(営業保証金の供託の届出等)

第五十二条の七 (略)

2 保険金信託業務(法第九十九条第三項に規定する「保険金信託業務」をいう。以下同じ。)を行う生命保険会社等(令第十三条の三に規定する保険金信託業務を行う生命保険会社等をいう。以下同じ)が既に供託している供託物の差替えを行う場合は、差替えのために新たに供託をした後、その旨を差替え後の供託書正本を添付して金融庁長官に届け出なければならない。

3 (略)

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第五十二条の十四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 委託者が適格機関投資家等（金融商品取引法第二条第三項第一号（定義）に規定する適格機関投資家並びに信託会社、外国信託会社、信託契約代理店（信託業法第二条第九項（定義）に規定する信託契約代理店をいう。以下この条及び第五十二条の二十三第三項において同じ。）及び信託業法第五十条の二第一項（信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託についての特例）の登録を受けた者をいう。次条第一号、第五十二条の二十一第一号及び第五十二条の二十四第五項第一号において同じ。）である場合（当該適格機関投資家等から法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

二（四）（略）

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)

第五十二条の二十三（略）

2・3（略）

4 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、本店等（令第十三条の五第一項第一号に定める本店等をいう。）その他の営業所又は事務所を他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第五十二条の十四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 委託者が適格機関投資家等（金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家並びに信託会社、外国信託会社（信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社をいう。第五十二条の二十三第四項において同じ。））、信託契約代理店（同法第二条第九項に規定する信託契約代理店をいう。以下この条及び第五十二条の二十三第三項において同じ。）及び同法第五十条の二第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ。）である場合（当該適格機関投資家等から法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

二（四）（略）

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)

第五十二条の二十三（略）

2・3（略）

4 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、本店等（令第十三条の五第一項第一号に定める本店等をいう。）その他の営業所又は事務所を他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信

託会社又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下この項及び次条第五項第七号において同じ。）の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（銀行代理業者等（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第二百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。第二百三十四条において同じ。）の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該保険金信託業務を行う生命保険会社等を当該他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

5 (略)

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 (略)

2 法第六十六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 二十五 (略)

託会社又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令〔平成五年政令第三十一号〕第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下この項及び次条第五項第七号において同じ。）の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（銀行代理業者等（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第二百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。第二百三十四条において同じ。）の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該保険金信託業務を行う生命保険会社等を当該他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

5 (略)

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 (略)

2 法第六十六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 二十五 (略)

二十六 投資助言業務〔金融商品取引法第二十八条第六項（通則）

に規定する投資助言業務をいう。〕又は投資一任契約に係る業務

二十六の二～四十（略）

四十一 信託業法第二条第八項（定義）に規定する信託契約代理業

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号

〔金融機関が営むことができない業務〕及び金融機関の信託業務

の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号〔金融機関が

営むことができない業務〕に掲げるものを除く。）

四十二～四十七（略）

3～10（略）

（外国保険会社等が行うことのできる業務の代理又は事務の代行）

第四百四十一条 法第九十九条において準用する法第九十八条第一項

第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、

次に掲げるものとする。

一（略）

二 他の保険会社（外国保険業者を含む。）、少額短期保険業者又

は船主相互保険組合の保険契約の締結の代理、損害査定代理、そ

の他の保険業に係る業務の代理であつて、外国保険会社等が行う

ことが日本における保険契約者等の利便の増進等の観点から合理

的であるもの

三～五（略）

六 金融商品取引業者等の投資顧問契約若しくは投資一任契約の締

結の代理又はこれらの契約に係る事務の代行

七 信託会社等、外国信託会社若しくは保険金信託業務を行う生命

二十六 投資助言業務又は投資一任契約に係る業務

二十六の二～四十（略）

四十一 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機

関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号及び金融

機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大

蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

四十二～四十七（略）

3～10（略）

（外国保険会社等が行うことのできる業務の代理又は事務の代行）

第四百四十一条 法第九十九条において準用する法第九十八条第一項

第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、

次に掲げるものとする。

一（略）

二 他の保険会社（外国保険業者を含む。）、少額短期保険業者又

は船主相互保険組合の保険契約の締結の代理（媒介を含む。）、

損害査定代理その他の保険業に係る業務の代理であつて、外国

保険会社等が行うことが日本における保険契約者等の利便の増進

等の観点から合理的であるもの

三～五（略）

六 金融商品取引業者等の投資助言業務及び投資一任契約に係る業

務に関する書面又は報告書の授受の事務の代行

（新設）

保険会社等の次に掲げる業務の代理又はこれらの業務に係る事務の代行（法第九十九条において準用する法第九十九条第一項に規定する業務に該当するものを除く。）

イ 信託契約の締結

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号

（兼営の認可）に掲げる業務を受託する契約の締結

（関連業務）

第二百一十一条の二十四 法第二百七十二条の十一第二項に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 他の少額短期保険業者又は保険会社の保険契約の締結の代理、損害査定^{（一）}の代理その他の保険業に係る業務の代理であつて、少額短期保険業者が行うことが保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であるもの

第二百一十一条の二十八 法第二百七十二条の十二第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるもの（外貨建てのものを除く。）とする。

一・二 （略）

三 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

（関連業務）

第二百一十一条の二十四 法第二百七十二条の十一第二項に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 他の少額短期保険業者又は保険会社の保険契約の締結の代理^{（二）}（媒介を含む）、損害査定^{（一）}の代理その他の保険業に係る業務の代理であつて、少額短期保険業者が行うことが保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であるもの

第二百一十一条の二十八 法第二百七十二条の十二第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるもの（外貨建てのものを除く。）とする。

一・二 （略）

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託で元本補てんの契約があるもの